

令和5年2月22日

第4回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第4回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和5年2月22日(水) 午後3時
場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

- | | | |
|------------|---|----|
| (1) 議案第6号 | 倉吉市教育委員会委員の辞職の同意について…………… | 1 |
| (2) 議案第7号 | 令和4年度教育費補正予算について…………… | 3 |
| (3) 議案第8号 | 令和5年度教育委員会主要事業について…………… | 4 |
| (4) 議案第9号 | 令和5年度当初予算について…………… | 5 |
| (5) 議案第10号 | 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び
倉吉博物館協議会条例の一部改正について…………… | 6 |
| (6) 議案第11号 | 倉吉市教育委員会事務局等組織規則及び倉吉市立教育文化施設の
設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について…………… | 9 |
| (7) 議案第12号 | 倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正に
ついて…………… | 16 |

5 教育長報告

6 報告事項 各課報告(別紙)

7 その他

8 閉 会

議案第 6 号

倉吉市教育委員会委員の辞職の同意について

次のとおり、倉吉市教育委員会委員の辞職について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 10 条の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

氏 名 福井 真喜代

辞職年月日 令和 5 年 3 月 3 1 日付

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

- 第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(任期)

- 第5条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(辞職)

- 第10条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

(教育長)

- 第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

- 第14条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。
- 2 略
- 3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 4～5 略
- 6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。
- 7～9 略

議案第7号

令和4年度教育費補正予算について

次のとおり、令和4年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和5年2月22日提出

倉吉市長 広田 一恭

議案第8号

令和5年度倉吉市教育委員会主要事業について

次のとおり、令和5年度倉吉市教育委員会主要事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和5年2月22日提出

倉吉市長 広田 一恭

議案第9号

令和5年度教育費当初予算について

次のとおり、令和5年度教育費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和5年2月22日提出

倉吉市長 広田 一恭

議案第 10 号

倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び倉吉博物館協議会条例
の一部改正について

次のとおり倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び倉吉博物館協議会条例の一部を
改正することについて、本委員会の承認を求める。

令和5年2月22日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び倉吉博物館協議会条例の一部改正
について

【改正理由】

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部が改正されることに伴い、倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び倉吉博物館協議会条例の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- | | |
|--|------------------|
| 1 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
条例の根拠規定から博物館法を削ることとした。 | 第1条関係
(第1条関係) |
| 2 倉吉博物館協議会条例の一部改正
(1) 引用する博物館法の条項を整理することとした。
(2) その他所要の改正を行うこととした。 | 第2条関係
(第1条関係) |
| 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。 | 附則関係 |

倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び倉吉博物館協議会条例の一部を改正する条例

(倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例(昭和57年倉吉市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、倉吉市立教育文化施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項、<u>博物館法(昭和26年法律第285号)第18条</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、倉吉市立教育文化施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p>

(倉吉博物館協議会条例の一部改正)

第2条 倉吉博物館協議会条例(昭和48年倉吉市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)<u>第25条</u>の規定に基づき、倉吉博物館に倉吉博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が<u>委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員が<u>委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。</u></p> <p>3 委員は、<u>再任されることができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、教育委員会<u>博物館</u>において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)<u>第22条</u>の規定に基づき、倉吉博物館に倉吉博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が<u>委嘱又は任命する。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員が<u>委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。</u></p> <p>3 委員の<u>再任は妨げない。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、教育委員会<u>事務局</u>において処理する。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 11 号

倉吉市教育委員会事務局等組織規則及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会事務局等組織規則及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正することについて、本委員会の承認を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会事務局等組織規則及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

【改正理由】

博物館法の改正に伴い、倉吉博物館の分掌事務を追加し、また、館内での行為の許可を迅速に行えるようにするため、倉吉市教育委員会事務局等組織規則及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。あわせて、令和5年3月1日からキャッシュレス決済を導入することに伴い、倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正 第1条関係
 - (1) 引用する博物館法の条項を整理することとした。 (第16条関係)
 - (2) 博物館長の専決事項を整理することとした。 (第23条関係)
- 2 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正 第2条関係
 - (1) 倉吉市教育委員会事務局等組織規則に規定のある職制を削ることとした。 (第2条関係)
 - (2) 分掌事務に博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開することを加えることとした。 (第3条関係)
 - (3) 教育文化施設に入館して資料を観覧する者その他教育委員会が認める者に係る利用についての許可の方法は、教育委員会が別に定めることとした。 (第6条関係)
 - (4) 資料模写、撮影及び物品販売について、その行為の許可を館長によるものとし、館内への掲示、口頭等により許可をしたときは、申請書の提出は不要とすることとした。 (第7条関係)
 - (5) その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2(3)の改正は、令和5年3月1日から施行することとした。 附則関係

倉吉市教育委員会事務局等組織規則及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 倉吉市教育委員会事務局等組織規則（平成24年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前																				
<p>(担当事務)</p> <p>第16条 教育委員会の所管に属する附属機関等の担任する主な事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>附属機関等</td> <td>担任する主な事務</td> <td>庶務を担当する課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉博物館協議会</td> <td>博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第23条</u>の規定による博物館の運営の調査審議に関すること。</td> <td>博物館</td> </tr> </table> <p>2 略</p>			附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課	略			倉吉博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条</u> の規定による博物館の運営の調査審議に関すること。	博物館	<p>(担当事務)</p> <p>第16条 教育委員会の所管に属する附属機関等の担任する主な事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>附属機関等</td> <td>担任する主な事務</td> <td>庶務を担当する課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉博物館協議会</td> <td>博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第20条</u>の規定による博物館の運営の調査審議に関すること。</td> <td>博物館</td> </tr> </table> <p>2 略</p>			附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課	略			倉吉博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条</u> の規定による博物館の運営の調査審議に関すること。	博物館
附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課																					
略																							
倉吉博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条</u> の規定による博物館の運営の調査審議に関すること。	博物館																					
附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課																					
略																							
倉吉博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条</u> の規定による博物館の運営の調査審議に関すること。	博物館																					
<p>(課長の専決事項)</p> <p>第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>課長</td> <td>専決事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>博物館長</td> <td>1 略 2 博物館及び民俗資料館の施設及び設備の使用許可に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>			課長	専決事項	略		博物館長	1 略 2 博物館及び民俗資料館の施設及び設備の使用許可に関すること。	略		<p>(課長の専決事項)</p> <p>第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>課長</td> <td>専決事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>博物館長</td> <td>1 略 2 博物館及び民俗資料館の施設及び設備の使用許可並びに資料模写、撮影及び物品販売の許可に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>			課長	専決事項	略		博物館長	1 略 2 博物館及び民俗資料館の施設及び設備の使用許可並びに資料模写、撮影及び物品販売の許可に関すること。	略			
課長	専決事項																						
略																							
博物館長	1 略 2 博物館及び民俗資料館の施設及び設備の使用許可に関すること。																						
略																							
課長	専決事項																						
略																							
博物館長	1 略 2 博物館及び民俗資料館の施設及び設備の使用許可並びに資料模写、撮影及び物品販売の許可に関すること。																						
略																							

(倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年倉吉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(職員)</p> <p>第2条 倉吉博物館（以下「博物館」という。）に、<u>館長及び学芸員を置き、必要に応じてその他の職員を置く。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(分掌事務)</p>		<p>(職員)</p> <p>第2条 倉吉博物館（以下「博物館」という。）に、<u>必要に応じて次の職員を置く。</u></p> <p>(1) <u>館長</u></p> <p>(2) <u>副館長</u></p> <p>(3) <u>主幹</u></p> <p>(4) <u>主任</u></p> <p>(5) <u>主任学芸員</u></p> <p>(6) <u>主事</u></p> <p>(7) <u>学芸員</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(分掌事務)</p>	

第3条 倉吉市立教育文化施設（以下「教育文化施設」という。）の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

(4)～(10) 略

(利用の許可)

第6条 略

2 教育委員会は、前項本文の規定による申請書の提出があつた場合において、条例第3条の許可をしたときは、教育文化施設利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 教育文化施設に入館して資料を観覧する者その他教育委員会が認める者に係る許可の方法は、教育委員会が別に定める。

(行為の許可)

第7条 条例第4条第1項第2号又は第3号の許可を受けようとする者は、教育文化施設資料模写等許可申請書（様式第3号）又は教育文化施設物品販売許可申請書（様式第4号）を館長に提出しなければならない。ただし、館内への掲示、口頭等により許可をしたときは、この限りでない。

2 館長は、前項本文の規定による申請に係る許可をしたときは、教育文化施設資料模写等許可書（様式第5号）又は教育文化施設物品販売許可書（様式第6号）を交付するものとする。

第3条 倉吉市立教育文化施設（以下「教育文化施設」という。）の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3)～(9) 略

(利用の許可)

第6条 略

2 教育委員会は、条例第3条の許可をした場合は、通常展示用入館券（様式第2号）、特別展示用入館券又は教育文化施設利用許可書（様式第3号）を交付するものとする。

3 前項の特別展示用入館券は、特別展示を行う場合に、教育委員会が別に定める。

(行為の許可)

第7条 条例第4条第1項第2号又は第3号の許可を受けようとする者は、教育文化施設資料模写等許可申請書（様式第4号）又は教育文化施設物品販売許可申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、教育文化施設資料模写等許可書（様式第6号）又は教育文化施設物品販売許可書（様式第7号）を交付するものとする。

様式第2号（第6条関係）

通常展示用入館券
その1 個人用

表	No. _____	○
	○	No. _____
	入館券 控	入 館 券 年 月 日
	¥ _____	¥ _____ (写真)

裏

<p>1 この券に領収印のないものは、使えません。</p> <p>2 この券が使えるのは、本だけです。</p> <p>3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。</p>	
---	--

(縦5センチメートル、横15センチメートル)

備考

○印の表示は、次のとおりとする。

- 1 高校生又は学生…………… 学生
- 2 一般…………… 一般

その2 団体用

表

No. _____				No. _____			
団体入館券控				団体入館券			
区分	入館	人員	金額	区分	入館	人員	金額
高校生又	円	人	円	高校生又は学	円	人	円
一般				一般			
計				計			
年 月 日				年 月 日 倉吉博物館			

裏

<p>1 この券に領収印のないものは、使えません。</p> <p>2 この券が使えるのは、本だけです。</p> <p>3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。</p>	
---	--

(縦9センチメートル、横15センチメートル)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

教育文化施設資料模写等許可申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉博物館長

申請者 住 所
氏 名

次のとおり教育文化施設の博物館資料又は歴史民俗資料を模写（撮影）したいので申請します。

略

様式第4号（第7条関係）

教育文化施設物品販売許可申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉博物館長

申請者 住 所
氏 名

次のとおり教育文化施設において物品を販売したいので申請します。

略

様式第5号（第7条関係）

教育文化施設資料模写等許可書

年 月 日

様

倉吉博物館長
(公印省略)

次のとおり教育文化施設の博物館資料又は歴史民俗資料の模写（撮影）を許可します。

略

様式第6号（第7条関係）

教育文化施設物品販売許可書

年 月 日

様

倉吉博物館長 印

次のとおり教育文化施設における物品の販売を許可します。

略

教育文化施設資料模写等許可申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉市教育委員会

申請者 住 所
氏 名

次のとおり教育文化施設の博物館資料又は歴史民俗資料を模写（撮影）したいので申請します。

略

様式第5号（第7条関係）

教育文化施設物品販売許可申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉市教育委員会

申請者 住 所
氏 名

次のとおり教育文化施設において物品を販売したいので申請します。

略

様式第6号（第7条関係）

教育文化施設資料模写等許可書

年 月 日

倉吉市教育委員会 印

次のとおり教育文化施設の博物館資料又は歴史民俗資料の模写（撮影）を許可します。

略

様式第7号（第7条関係）

教育文化施設物品販売許可書

年 月 日

様

倉吉市教育委員会 印

次のとおり教育文化施設における物品の販売を許可します。

略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定中第6条の改正は、令和5年3月1日から施行する。

議案第 12 号

倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

次のとおり倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正することについて、本委員会の承認を求める。

令和5年2月22日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

【改正理由】

倉吉市教育委員会事務局等組織規則に規定のある職制を整理し、あわせて所要の改正を行うため、倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正ものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市教育委員会事務局等組織規則に規定のある職制を削ることとした。 (第3条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、令和5年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成13年倉吉市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に、<u>館長及び司書を置き、必要に応じてその他の職員を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">こじんかしたしとうろくもうしこみしょ 個人貸出登録申込書</p> <p>くらよしりつとしよかんちよう 倉吉市立図書館長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>つぎ もう こ 次のとおり申し込みます。 カード番号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">フリガナ</td> <td></td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>し めい 氏 名</td> <td></td> <td>年 月 日 生まれ</td> </tr> <tr> <td>じゅうしょ 住 所</td> <td>〒</td> <td>TEL</td> </tr> <tr> <td>帰 省 先</td> <td>〒</td> <td>TEL</td> </tr> <tr> <td>勤 務 先 または 学 校 名</td> <td>※市外に居住している 場合</td> <td>TEL</td> </tr> <tr> <td>ほごしゃめい 保護者名</td> <td colspan="2">※高校生以下の場合</td> </tr> </table> <p>※略</p> <p>様式第2号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">団 体 貸 出 登 録 申 込 書</p> <p style="text-align: center;">倉吉市立図書館長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>次のとおり申し カード番 込みます。 号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> </table>	フリガナ			し めい 氏 名		年 月 日 生まれ	じゅうしょ 住 所	〒	TEL	帰 省 先	〒	TEL	勤 務 先 または 学 校 名	※市外に居住している 場合	TEL	ほごしゃめい 保護者名	※高校生以下の場合				<p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に、必要に応じて<u>次の職員を置く。</u></p> <p>(1) <u>館長</u></p> <p>(2) <u>副館長</u></p> <p>(3) <u>主幹</u></p> <p>(4) <u>主任</u></p> <p>(5) <u>主任司書</u></p> <p>(6) <u>司書</u></p> <p>(7) <u>主事</u></p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">こじんかしたしとうろくもうしこみしょ 個人貸出登録申込書</p> <p>くらよしりつとしよかんちよう ^{どの} 倉吉市立図書館長 <u>殿</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>つぎ もう こ 次のとおり申し込みます。 カード番号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">フリガナ</td> <td></td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>し めい 氏 名</td> <td></td> <td>年 月 日 生まれ</td> </tr> <tr> <td>じゅうしょ 住 所</td> <td>〒</td> <td>TEL () =</td> </tr> <tr> <td>帰 省 先</td> <td>〒</td> <td>TEL () =</td> </tr> <tr> <td>勤 務 先 または 学 校 名</td> <td>※市外に居住している 場合</td> <td>TEL () =</td> </tr> <tr> <td>ほごしゃめい 保護者名</td> <td colspan="2">※高校生以下の場合</td> </tr> </table> <p>※略</p> <p>様式第2号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">団 体 貸 出 登 録 申 込 書</p> <p style="text-align: center;">(あて先) 倉吉市立図書館長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>次のとおり申し カード番 込みます。 号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> </table>	フリガナ			し めい 氏 名		年 月 日 生まれ	じゅうしょ 住 所	〒	TEL () =	帰 省 先	〒	TEL () =	勤 務 先 または 学 校 名	※市外に居住している 場合	TEL () =	ほごしゃめい 保護者名	※高校生以下の場合			
フリガナ																																									
し めい 氏 名		年 月 日 生まれ																																							
じゅうしょ 住 所	〒	TEL																																							
帰 省 先	〒	TEL																																							
勤 務 先 または 学 校 名	※市外に居住している 場合	TEL																																							
ほごしゃめい 保護者名	※高校生以下の場合																																								
フリガナ																																									
し めい 氏 名		年 月 日 生まれ																																							
じゅうしょ 住 所	〒	TEL () =																																							
帰 省 先	〒	TEL () =																																							
勤 務 先 または 学 校 名	※市外に居住している 場合	TEL () =																																							
ほごしゃめい 保護者名	※高校生以下の場合																																								

フリガナ		会員数	人
団体名			
所在地	〒		TEL
代表者名		担当者名	

※略

様式第4号（第15条関係）

利用登録変更届

個人	団体
----	----

倉吉市立図書館長

年 月 日

次のとおり届け出します。
カード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	変 更 内 容
フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 TEL
勤 務 先 又は 学 校 名	〒 TEL
代表者名 又は 担当者名	

※略

フリガナ		会員数	人
団体名			
所在地	〒		TEL ()
代表者名		担当者名	

※略

様式第4号（第15条関係）

利用登録変更届

個人	団体
----	----

(あて先)
倉吉市立図書館長

年 月 日

次のとおり届け出します。
カード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	変 更 内 容
フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 TEL ()
勤 務 先 又は 学 校 名	〒 TEL ()
代表者名 又は 担当者名	

※略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。